

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年2月15日
【会社名】	株式会社ジー・ネットワークス
【英訳名】	G.networks CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿久津 貴史
【本店の所在の場所】	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
【電話番号】	0836(83)5511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小西 隆弘
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
【電話番号】	0836(83)5511（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小西 隆弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 294,000,000円 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 294,000,000円 第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 294,000,000円 総計 882,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金300,000,000円
各社債の金額（円）	金10,000,000円
発行価額の総額（円）	金294,000,000円
発行価格（円）	各社債の額面100円につき金98円。 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成32年3月18日
償還の方法	本社債は、平成32年3月18日（本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）」において、以下「償還期限」という。）（ただし、償還期限が日本における銀行営業日（本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）」において、以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成25年3月18日
申込取扱場所	株式会社ジー・ネットワークス 管理本部 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
払込期日	平成25年3月18日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）」に係る新株予約権付社債を、本「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が「償還の方法」欄又は「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者からは正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。
- (2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

4. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告の方法

本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

5. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を上記注4. に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は山口県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

6. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社ジー・ネットワークス 管理本部

7. 取得格付

格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジー・ネットワークス 普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は1,000株であり、振替株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使の請求(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下「転換価額」という。)は、87.0円とする。

2. 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金300,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。ただし、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において、以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。 6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。
---------------------------------	--

(注) 1. 平成25年2月15日開催の当社取締役会決議によるものである。

2. 本新株予約権付社債券の発行

当社は、本新株予約権付社債に関する新株予約権付社債券を発行しないものとする。

3. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

4. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年2月14日)を基準とした過去3か月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均株価96.7円の90%である87.0円(小数点以下第二位を四捨五入)とした。

5. 新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

6. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

7. 本新株予約権を割当ての日

平成25年3月18日

8. 本新株予約権付社債の特質

本新株予約権付社債と、後記「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」記載の株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「第2回新株予約権付社債」という。)及び後記「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」記載の株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「第3回新株予約権付社債」という。)との差異は以下のとおりである。

- (1) 本新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限は平成25年4月1日から平成32年3月18日までであるのに対して、第3回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限は平成26年3月18日から平成32年3月18日となっている。
第3回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限の始期を、本新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債における新株予約権の行使期限の始期よりも遅く設定することで、各社債に付された新株予約権の行使期限の始期が全て同一である場合よりも、各新株予約権の行使可能期間中に分散して実行されることが期待できるため、株式の希薄化の程度が穏やかとなり、その分、既存株主への影響が一定程度軽減されることが期待できる。
- (2) 後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」記載の割当予定先の保有方針及び株式会社ジー・コミュニケーションと当社の連結関係の維持を含むジー・コミュニケーショングループ(後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」におけるのと同様の意味を有するものとする。)の一体性維持の観点に鑑み、本新株予約権付社債については、後記「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項)新株予約権の行使の条件」の第2項及び後記「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)(新株予約権付社債に関する事項)新株予約権の行使の条件」の第2項記載の新株予約権の行使の条件(以下「本件行使制限」という。)が付されていないのに対して、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債には本件行使制限が付されている。本件行使制限により、株式の希薄化の程度が一定程度軽減されることが期待できる。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

2【新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）】

銘柄	株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（注）1
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金300,000,000円
各社債の金額（円）	金10,000,000円
発行価額の総額（円）	金294,000,000円
発行価格（円）	各社債の額面100円につき金98円。 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成32年3月18日
償還の方法	本社債は、平成32年3月18日（本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）」において、以下「償還期限」という。）（ただし、償還期限が日本における銀行営業日（本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）」において、以下「営業日」という。）ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。）に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項はありません。
申込期間	平成25年3月18日
申込取扱場所	株式会社ジー・ネットワークス 管理本部 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
払込期日	平成25年3月18日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）」に係る新株予約権付社債を、本「2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。

2．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が「償還の方法」欄又は「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者からは正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。
- (2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

- (4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。
- 4. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告の方法
本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。
- 5. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を上記注4. に定める方法により公告する。
 - (2) 本社債の社債権者集会は山口県においてこれを行う。
 - (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 6. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
株式会社ジー・ネットワークス 管理本部
- 7. 取得格付
格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジー・ネットワークス 普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は1,000株であり、振替株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使の請求(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下「転換価額」という。)は、87.0円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号 の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金300,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年4月1日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。ただし、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下「承継会社」と総称する。)をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において、以下「残存新株予約権」という。)に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数(ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。)とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。 6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

(注) 1. 平成25年2月15日開催の当社取締役会決議によるものである。

2. 本新株予約権付社債券の発行

当社は、本新株予約権付社債に関する新株予約権付社債券を発行しないものとする。

3. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

4. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成25年2月14日)を基準とした過去3か月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均株価96.7円の90%である87.0円(小数点以下第二位を四捨五入)とした。

5．新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

6．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

7．本新株予約権を割当てる日

平成25年3月18日

8．本新株予約権付社債の特質

前記「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）（新株予約権付社債に関する事項）」の注8．参照。

9．その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 「2 新規発行新株予約権付社債（第2回新株予約権付社債）」については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

3【新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(注)1
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券は発行しないものとする。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金300,000,000円
各社債の金額(円)	金10,000,000円
発行価額の総額(円)	金294,000,000円
発行価格(円)	各社債の額面100円につき金98円。 本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率(%)	付さない。
利払日	該当事項はありません。
利息支払の方法	該当事項はありません。
償還期限	平成32年3月18日
償還の方法	本社債は、平成32年3月18日(本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において、以下「償還期限」という。)(ただし、償還期限が日本における銀行営業日(本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において、以下「営業日」という。)ではない場合、本新株予約権付社債の社債権者はその直後の営業日まで当該償還期限に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加支払いを受ける権利を有しないものとする。)に、その総額を額面100円につき金100円で償還する。
募集の方法	第三者割当の方法により、全額を株式会社神戸物産に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成25年3月18日
申込取扱場所	株式会社ジー・ネットワークス 管理本部 山口県山陽小野田市大字西高泊字西大塚1198番地4
払込期日	平成25年3月18日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約(その他の条項)	該当事項はありません。

(注)1. 本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」に係る新株予約権付社債を、本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」という。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が「償還の方法」欄又は「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背し、本新株予約権付社債の本社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は補正をすることができないとき。
- (2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (3) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (4) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

4. 本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告の方法

本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。

5. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を上記注4. に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は山口県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

6. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

株式会社ジー・ネットワークス 管理本部

7. 取得格付

格付は取得していない。

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジー・ネットワークス 普通株式 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式である。なお、1単元の株式数は1,000株であり、振替株式である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使の請求(本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において、以下「行使請求」という。)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において、以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号の転換価額(ただし、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株あたりの額(本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において、以下「転換価額」という。)は、87.0円とする。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(本「3 新規発行新株予約権付社債(第3回新株予約権付社債)」において、以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本欄第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本欄第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが転換価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

上記乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、上記乃至にかかわらず、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

転換価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、本欄第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本欄第(2)号 の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本欄第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社(「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において定義する。以下同じ。)とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本欄に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、本欄第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金300,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。また本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年3月18日から平成32年3月18日(当該日が営業日ではない場合には、その直前の営業日)までとする。ただし、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%以上未満となる場合には、本新株予約権の行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（本「3 新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）」において、以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当社は、当該組織再編成行為に係る吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（本「3 新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）」において、以下「承継会社」と総称する。）をして、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（本「3 新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）」において、以下「残存新株予約権」という。）に代わり、残存本新株予約権の新株予約権者に対して、以下の条件に基づき新たに承継会社の新株予約権を交付させるよう最善の努力を尽くすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに交付される承継会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。 2. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社の普通株式とする。 3. 承継会社の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社の新株予約権の行使により交付される承継会社の普通株式の数は、「新株予約権の目的となる株式の数」欄の規定に基づき決定される本新株予約権の目的となる株式の数に、組織再編成行為に際して定められる株式の割当比率を乗じた数（ただし、組織再編成行為の条件等を勘案して必要に応じ合理的な調整を行うものとする。）とする。 4. 承継会社の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社の新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその額面金額と同額とする。なお、承継会社の新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、「償還期限」欄及び「償還の方法」欄の規定にかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還期限が到来し、かつ消滅するものとする。 5. 承継会社の新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に規定される本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同号に規定される本新株予約権の行使期間の終了日までとする。 6. 承継会社の新株予約権の譲渡に関する事項 承継会社の新株予約権の譲渡については、承継会社の承認を要するものとする。

(注) 1. 平成25年2月15日開催の当社取締役会決議によるものである。

2. 本新株予約権付社債券の発行

当社は、本新株予約権付社債に関する新株予約権付社債券を発行しないものとする。

3. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計30個の本新株予約権を発行する。

4. 本新株予約権と引換に払込を行わない理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、本新株予約権に内在する理論的な経済価値と本社債の利率及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成25年2月14日）を基準とした過去3か月間の株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均株価96.7円の90%である87.0円（小数点以下第二位を四捨五入）とした。

5. 新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求受付場所に対し行使請求書を提出した本社債権者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 行使請求の効力は、行使請求書が「新株予約権の行使請求受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。

6. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

7. 本新株予約権を割当ての日

平成25年3月18日

8. 本新株予約権付社債の特質

前記「1 新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）（新株予約権付社債に関する事項）」の注8.参照。

9. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
- (2) 「3 新規発行新株予約権付社債（第3回新株予約権付社債）」については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。

4【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
882,000,000円	8,380,000	873,620,000

(注) 1. 払込金額の総額は、株式会社ジー・ネットワークス第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「第1回新株予約権付社債」という。）、株式会社ジー・ネットワークス第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）及び株式会社ジー・ネットワークス第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」と総称し、そのうち社債部分のみを「本社債」、新株予約権部分のみを「本新株予約権」と総称する。）の総額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用のうち主なものは、弁護士・評価機関等への報酬、発行資料作成費用であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取金概算額873,620,000円については、既存借入金の借入先である金融機関から繰上弁済の承諾を得られることを条件として、既存借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。一部返済する借入金の具体的な内容、資金使途、一部返済後の残高及び支出予定時期につきましては、以下のとおりであります。このように、本新株予約権付社債の発行による手取金によって株式会社ジー・コミュニケーションが保証している当社の借入等の全額が返済されるものではございませんが、上記差引手取金概算額873,620,000円による一部返済後の既存借入金の残額については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」記載のとおり、割当予定先と株式会社ジー・コミュニケーションとの間でスポンサー契約が締結されることにより、割当予定先がジー・コミュニケーション・グループ全体のスポンサーに就任すること及び当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの株主関係の安定化が図られることから、担保、金利面及び弁済スケジュール等の諸条件において既存借入金よりも有利な条件で割当予定先以外の者(現時点においては確定しておりません。)から調達し、既存借入金の借入先である金融機関から繰上弁済の承諾を得られることを条件として、平成25年3月末日まで(遅くとも同年4月末日まで)には全額返済する予定であります(既存借入金の残額全額が返済された場合には、当社の借入等に関する株式会社ジー・コミュニケーションの保証は解消される予定です。)。また、当社は、調達した資金を予定時期どおりに支出する予定ですが、支出実行までに時間を要する場合には、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

具体的な使途	返済金額	返済後残額	支出予定時期
短期借入金の一部返済 (短期借入金の概要) 未返済元本額：250,000,000円 金利：1.875% (年率) 返済期限：平成24年8月31日(自動更新) 資金使途：設備資金	160,948,128円	89,051,872円	平成25年3月末日
短期借入金の一部返済 (短期借入金の概要) 未返済元本額：50,000,000円 金利：1.875% (年率) 返済期限：平成24年8月31日(自動更新) 資金使途：設備資金	32,189,626円	17,810,374円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：30,000,000円 金利：1.605% (年率) 返済期限：平成26年1月20日 資金使途：設備資金	19,313,775円	10,686,225円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：150,000,000円 金利：1.405% (年率) 返済期限：平成26年7月18日 資金使途：設備資金	96,568,877円	53,431,123円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：603,146,000円 金利：1.875% (年率) 返済期限：平成30年7月31日 資金使途：設備資金	388,300,878円	214,845,122円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額：12,500,000円 金利：1.975% (年率) 返済期限：平成27年2月25日 資金使途：設備資金	8,047,406円	4,452,594円	平成25年3月末日

具体的な用途	返済金額	返済後残額	支出予定時期
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額: 73,344,000円 金利: 1.500% (年率) 返済期限: 平成28年9月30日 資金用途: 設備資金	47,218,318円	26,125,682円	平成25年3月末日
長期借入金の一部返済 (長期借入金の概要) 未返済元本額: 108,000,000円 金利: 1.500% (年率) 返済期限: 平成29年7月25日 資金用途: 設備資金	69,529,591円	38,470,409円	平成25年3月末日
短期借入金の一部返済 (短期借入金の概要) 未返済元本額: 80,000,000円 金利: 3.500% (年率) 返済期限: 平成25年5月31日 資金用途: 設備資金	51,503,401円	28,496,599円	平成25年3月末日

(注) 上記借入金の概要については、平成25年1月31日現在の状況を記載しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 当社普通株式に係る公開買付けについて

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」記載のとおり当社の発行済株式総数の45.80%を所有する親会社である株式会社ジー・コミュニケーションは、同社のスポンサー選定及びこれに伴う同社の株式の異動に際して、当社の株主に対してその所有する株券等を売却する機会を提供するため、当社の発行済普通株式の全てについて買付予定数に上限及び下限を設定することなく、当社普通株式1株につき62円の価格で、平成25年2月18日から平成25年3月15日までの間、公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを平成25年2月15日付で決定し、公表しました。

当社は、平成25年2月15日に開催された当社取締役会において、()本公開買付けにおける買付け等の価格が当社普通株式の市場価格から大幅なディスカウントを行った金額となることから、本公開買付けについて中立の立場をとることとし、また、()上記の点に加えて、当該買付け等の価格は、ジー・コミュニケーショングループ(後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」におけるのと同様の意味を有するものとする。)のスポンサーとなる割当予定先による評価を踏まえ、既存株主を含む関係者との協議及び調整に基づき決定された価格であること、並びに当社において、本公開買付けにおける買付け等の価格に関する第三者機関の算定書を取得していないことから、本公開買付けにおける買付け等の価格の妥当性についても意見を留保し、また、本公開買付けへの応募については株主の判断に委ねることを決議いたしました。

2 株式会社クックイノベンチャーを割当先とする株式会社ジー・コミュニケーションの第三者割当増資による株式の発行及び株式会社ジー・コミュニケーションを完全子会社、株式会社クックイノベンチャーを完全親会社とする現金対価の株式交換について

当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーションは、平成25年2月15日付で、割当予定先が議決権の18.9%を保有する株式会社クックイノベンチャーに対し第三者割当の方法により同社の普通株式の発行を行いました。かかる第三者割当増資により、株式会社クックイノベンチャーは、議決権保有割合にして68.2%に相当する株式会社ジー・コミュニケーションの株式を所有することとなりました。

上記第三者割当増資による普通株式の発行後、同日付で、株式会社ジー・コミュニケーションは株式会社クックイノベンチャーと、株式会社ジー・コミュニケーションを完全子会社、株式会社クックイノベンチャーを完全親会社とする現金対価の株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しました。本株式交換契約において、株式会社ジー・コミュニケーションの株主には対価として普通株式100株につき金9,826円の割合をもって金銭が交付されること、株式会社ジー・コミュニケーション及び株式会社クックイノベンチャーにおける株主総会決議において本株式交換契約の承認がなされた

後に、平成25年3月19日を効力発生日とし、株式会社ジー・コミュニケーションが完全子会社、株式会社クックイノベンチャーが完全親会社となることが合意されました。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社神戸物産
本店の所在地	兵庫県加古郡稲美町中一色883番地
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 第27期（自平成23年11月1日至平成24年10月31日） 提出日：平成25年1月30日 近畿財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

当社との関係等	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	当該会社は、株式会社クックイノベンチャーの議決権の18.9%を保有しており、株式会社クックイノベンチャーは、当社の発行済株式総数の45.80%（10,802,000株）を保有する親会社である株式会社ジー・コミュニケーションの議決権の68.2%を保有しております。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係		該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、昭和41年5月に設立された、長崎ちゃんめん、おむらいす亭を中心とする多業態の直営及びFC展開事業等を営む会社です。当社の発行済株式総数の45.80%を所有する親会社である株式会社ジー・コミュニケーションは、平成6年6月創業、平成9年6月設立のグループホールディングカンパニー・コンサルティング事業を営む会社であり、株式会社ジー・コミュニケーション及び当社を含むその子会社（以下「ジー・コミュニケーショングループ」といいます。）は、国内外1,000店舗のネットワークを最大限活用し、主力である外食事業の活性化を図ると同時に、創業の理念である共存共栄の精神で事業に取り組んで参りました。当社は、ジー・コミュニケーショングループから業務用食材の大部分の仕入れを行っており、また、システムの提供を受けるなど、ジー・コミュニケーショングループの各社と密接な事業上の取引関係を有しております。また、当社の金融機関からの借入の一部について株式会社ジー・コミュニケーションが保証するなど、事業以外の点についてもジー・コミュニケーショングループと一定の関係性を有しております。

ときに、近時におけるわが国の経済は、数年前より起きている世界経済の停滞の影響を引きずり、景気回復に対しては実際の景気状況に加え、依然として漠然とした閉塞感に覆われている状況で推移しております。このような外的環境の下、外食業界においては引き続きお客様の節約志向が続いており、当業界を取り巻く経営環境は引き続き、厳しいものとなっております。

このような厳しい状況の下、当社では主力事業である外食事業が低価格競争の中で苦戦を強いられております。かかる状況を打開すべく、当社は、各業態の着実な改善等の取り組みにより業績の改善を目指しており、今後もその取り組みを強化すると共に、中長期的な視野に立った積極的な設備投資（更新投資・新規投資）の実施による同業他社との差別化・競争力の確保を図っていくことを検討してまいりました。

他方、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション及びその子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状況にあります。また、平成24年8月31日、株式会社ジー・コミュニケーションの発行済株式の約51%を所有している親会社である株式会社フーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加えて、株式会社ジー・コミュニケーションのその他の主要な株主のうち、発行済み株式の約21%を所有していたNISグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C&IHoldingsがいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、株式会社ジー・コミュニケーションの株式の処分

如何によって、同社の議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。

このようなジー・コミュニケーショングループを取り巻く環境及び株主関係の不安定化は、当社においても低金利での長期借入による安定的な資金調達を行うことや中長期的な視野に立つ積極的な設備投資等を行うに際して一定の悪影響を及ぼす可能性は否定できません。かかる観点からは、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融債務及び株主関係の安定化並びにそのための新スポンサーの獲得は当社にとっても強い関心事となっております。

また、ジー・コミュニケーショングループの最大の債権者は株式会社整理回収機構であるところ、当社にとっても、ジー・コミュニケーショングループ全体の最大債権者である株式会社整理回収機構との債権債務関係を整理し、ジー・コミュニケーショングループ全体の経営が安定化することで、金融機関からの信用評価の向上及びこれによる長期与信の獲得による財務体質の安定化並びに金利低下による余剰資金の創出とそれを原資とした新規の設備投資が可能となり、ひいてはそれぞれの企業価値向上に有益であることから、株式会社ジー・コミュニケーション単体ではなく、ジー・コミュニケーショングループの一体再生を可能とするようなスポンサーの登場を希望しておりました。

そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、ジー・コミュニケーショングループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、割当予定先を含む11社が応札いたしました。株式会社ジー・コミュニケーションは、各社からの提案内容、特に株式会社ジー・コミュニケーションの既存株主からの株式取得価格（その評価の適切性を含みます。）、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性（資金調達の実現性を含みます。）を総合的に検討いたしました。その結果、割当予定先が提示した支援のパッケージの内容が、株式会社ジー・コミュニケーション株式の取得に関するスキームの適切性、実現可能性に加え、当該パッケージにおいては、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることを割当予定先が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社とジー・コミュニケーショングループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、当該パッケージを提案した割当予定先がジー・コミュニケーショングループのスポンサーとして最もふさわしく、割当予定先の支援のもとで、ジー・コミュニケーショングループにおける事業の抜本的改革を実行し、また、ジー・コミュニケーショングループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、ジー・コミュニケーショングループの事業を推進して行くことが、ジー・コミュニケーショングループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。株式会社ジー・コミュニケーションは、割当予定先に独占交渉権を付与した上で交渉を行い、前記のパッケージの内容のうち、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化という点に関しては、割当予定先から、株式会社ジー・コミュニケーションの上場子会社において必要がある場合には、上場子会社による新規資金調達の実施についても30億円を目途として検討する用意があるとの提案を受けました。その後の割当予定先との協議・交渉の結果、かかる上場子会社による新規資金調達として、当社及び株式会社ジー・コミュニケーションの他の上場子会社2社が割当予定先に対して額面額合計で30億円の新株予約権付社債を発行し、その手取金を原資として各上場子会社の金融負債（当社については約13億5,000万円）の弁済を行うことが、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化するための方策として最も有用であり、スポンサーである割当予定先との関係強化の観点からも望ましいと判断するに至りました。そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成25年2月15日、割当予定先との間で、当社及び株式会社ジー・コミュニケーションの他の上場子会社2社による新株予約権付社債の発行を内容に含むスポンサー契約（以下「本スポンサー契約」といいます。）を締結いたしました。

当社といたしましても、前記のとおりジー・コミュニケーショングループ全体の金融環境及び株主関係が安定せず、当社として前記のような業績の改善のための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための積極的な設備投資が一定の悪影響を受ける可能性がある状況が続く中、今般の本スポンサー契約の締結及びその一環としての当社による割当予定先に対する新株予約権付社債の発行の提案を受け、当該提案を検討いたしました。本新株予約権付社債の発行は、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の公平・早期かつ抜本的な整理・正常化のためのスポンサーによる支援のパッケージの一環として必要不可欠なものであるとともに、当社単体で見ても、当社の有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等につながるものであり、これによって当社としても従前からの課題であった業績の改善のための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための設備投資（更新投資・新規投資）を積極的に推進していくことが可能となり、また事業上のシナジーが期待できる割当予定先に対して本新株予約権付社債を発行することで、当社自身の今後の業務展開の観点から非常に有用であるとの判断に至ったことから、本新株予約権付社債の発行を決議するに至ったものです。なお、現時点においては割当予定先との間で具体的な業務提携等の協議には至っておりませんが、割当予定先は食品製造販売、卸売業を営んでいることから、当社としては、当社の外食店舗等で使用する食材の仕入れや、当社の製造するおせち料理の販売経路の拡充等の点で高いシナジー効果があるものと考えております。当社としては、本新株予約権付社債の発行を契機に、上記のようなシナジー効果を有する各分野について、割当予定先との間で事業提携に関する協議を開始することも視野に入れております。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社神戸物産 10,344,825株

（注） 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権がその転換価額87.0円で全て行使された場合における株式の数になります。

e．株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と割当予定先との間で継続保有に関する特段の取り決めは行っておりませんが、割当予定先から、第1回新株予約権付社債を転換して取得する株式については純投資目的の保有であると同っており、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債を転換して取得する株式については中長期的に保有する目的であると同っております。なお、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債については、割当予定先のかかる保有方針も踏まえ、株式会社ジー・コミュニケーションと当社の連結関係を維持を含むジー・コミュニケーショングループの一体性維持の観点から、本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式（第三者を通じて保有している当該株式を除く。）に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないことを内容とする本件行使制限が付されております。本件行使制限及び現在の株式会社ジー・コミュニケーションの当社に対する保有議決権数が維持されることを前提とした場合、後記「5 第三者割当後の大株主の状況 注記6」に記載のとおり、割当予定先は潜在株式数ベースで概ね当社の議決権を最大で22.34%保有することとなります。前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、現時点においては割当予定先との間で具体的な業務提携等の協議には至っておりませんが、当社としては、本新株予約権付社債の発行を契機に、前記のようなシナジー効果を有する各分野について、割当予定先との間で事業提携に関する協議を開始することも視野に入れており、割当予定先が当社の議決権を一定数以上保有することで、当社の企業価値向上へのインセンティブを一定程度共有できるものと考えております。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権付社債の払込みについて、割当予定先の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けています。この点、当社は、同社の預金口座の残高を確認し、本新株予約権付社債の発行に係る払込みに足る現預金を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場しており、同社が株式会社大阪証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」において、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応する旨を記載していることを株式会社大阪証券取引所のホームページにて確認することにより、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係のないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権付社債の発行価額、転換価額、利率等の発行条件は、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載したジー・コミュニケーショングループのスポンサー選定手続を経て、当社、株式会社ジー・コミュニケーション及び割当予定先の協議の上で決定されたものです。かかる協議の結果、当社は、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性等を勘案すると共に社債権者が負担することになるクレジット・コスト等を考慮し、総合的に判断して、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき98円、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しないことといたしました。

本新株予約権付社債の発行価額につきましては、公正性を期すため、独立した第三者機関であるアルバース証券株式会社（以下「算定機関」といいます。）に対して本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、算定機関より、本新株予約権付社債の価格算定評価書（以下「本新株予約権付社債評価書」といいます。）を取得しております。算定機関は一定の前提（本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ））、社債部分の価値算定におけるサイズ・リスク・プレミアム（企業の規模に係るリスク）等の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。なお、算定機関は、それぞれ行使期間が到来している限りは各本新株予約権付社債間で行使の順位は付けられておらず、かつ、理論上は、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債も一定の場合にはその全てが転換される可能性が否定できないことから、それらの価値を最大限に評価し本件行使制限を考慮しない形で算定しております。当社としても、上記の理由に加えて、本件行使制限は本来的には本新株予約権の価値を引き下げる性質を有するところ、これを考慮した算定価格は考慮しない算定価格よりも相対的に低くなることが見込まれることから、有利発行該当性を判断するに際して本件行使制限を勘案しないことは合理的と考えております。

当社は、算定機関の評価を踏まえ、本社債に新株予約権を付すことにより一定の金利減免効果が享受できること等、本社債に本新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益を勘案するとともに、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮して、定量的、定性的に十分かつ総合的に検討いたしました。

その結果、本新株予約権付社債の発行価額を額面100円につき98円とすることは、本新株予約権付社債を発行することによって得られる当社の経済的利益に見合うものであり、また、本新株予約権付社債に付された本新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととするのは、会社法第238条第3項第1号の定める「特に有利な条件」に該当せず、合理的であると判断しました。

また、当社監査役は発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、（ ）後記「6 大規模な第三者割当の必要性（2）第三者割当による新株予約権付社債の発行を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権付社債は長期安定的な資金調達を可能とし、かつ割当予定先から借入れ又は普通社債の方法によって資金調達を行う場合に比べても金利負担の軽い資金調達方法といえること、資本の拡充にともなう財務の安定化も期待できる等、当社が採り得る他の資金調達手段の中でも経済的合理性を有していると認められること、及び、（ ）算定機関が算定にあたり採用したパラメータに不合理と認められるものはないこと、算定方法が一般的に用いられるオプション評価モデルであることから、算定機関の算定結果は合理性のあるものと認められること、算定機関の算定結果を踏まえれば、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の実質価値は本新株予約権の理論的な公正価値を大きく下回るものではないことなどを勘案すれば、本新株予約権付社債の発行は、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見を監査役4名全員一致で表明しております。

参考までに、当該転換価額は、当社、株式会社ジー・コミュニケーション及び割当予定先の協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日（以下「発行決議日」といいます。）の前営業日である平成25年2月14日から3か月遡った期間（平成24年11月15日から平成25年2月14日まで）の東京証券取引所における当社株式の終値の単純平均が当社普通株式の適正な価格であると判断し、かかる平均終値に対して、10%ディスカウントした価額としております。ディスカウント率については、割当予定先との協議の結果、前述のとおり、本新株予約権付社債の価値を定量的、定性的に十分かつ総合的に検討し、本新株予約権付社債に付された本新株予約権の実質価値が本新株予約権の理論的な公正価値を大きく下回ることのない範囲内で

決定したものとなります。

当社株式の適正な価格として直近3か月の平均終値を採用した理由は以下のとおりです。

- ア．当社については、毎年3月末時点の株主に株主優待券（当社飲食店舗の割引券）を配布することとしていることを主な要因として、例年1月から3月にかけて株価が急激に上昇し、4月に入ると株価が急激に下落するという季節変動の大きい株価性向があるところ、当該株価性向に鑑み、発行決議日の前営業日といった特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均終値という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したこと。
- イ．上記一定期間として発行決議日の前営業日から1ヶ月遡った期間とすることも検討したものの、発行決議日の前営業日から1ヶ月間は当社株式の株価の急激な上昇局面であることから、当社株式の適正な価格の判断に際して季節変動の大きい当社の株価性向の影響を緩和することができないため適切ではないと判断したこと。
- ウ．他方で、発行決議日から6ヶ月遡った期間における平均終値をもって当社株式の適正な価格としてしまうと、季節変動の大きい当社の株価性向の影響を緩和できるものの、発行決議日の直前における株価と比較して相当程度低い価格となってしまう、当社株式の希薄化による既存株主への影響が大きくなってしまいうため適切でないと判断したこと。
- エ．上記イ．及びウ．を踏まえて、季節変動の大きい当社の株価性向の影響を緩和しつつ、希薄化による既存株主への影響を軽減するためには、1ヶ月と6ヶ月の間をとって3ヶ月を採用することが合理的であると判断したこと。

なお、かかる転換価額は、発行決議日の前営業日である平成25年2月14日の東京証券取引所における当社の終値（110円）に対しては20.91%のディスカウント、同日を基準とした直前1か月間（平成25年1月15日から平成25年2月14日まで）の終値の単純平均価格（107円）に対しては18.69%のディスカウント、直前6か月間（平成24年8月15日から平成25年2月14日まで）の終値の単純平均価格（85円）に対しては2.35%のプレミアムとなっております。当社といたしましては、転換価額が平成25年2月14日（取締役会決議日の前営業日）における当社普通株式終値及び同日を基準とした直前1か月間の終値の単純平均価格に対してディスカウントを生じておりますが、本新株予約権付社債評価書の評価結果も踏まえたうえで、本社債に新株予約権を付すことで一定の金利減免効果が得られること等から、かかる転換価額については適正価額であると判断いたしました。

以上のとおり、本新株予約権の発行価額は確立されたオプション理論に基づき、第三者機関により算定された結果を参考に決定されたものであり、また、転換価額については、当社普通株式の市場価格を基準としていることから、当社は、いずれも適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の全ての行使により交付される株式数は10,344,825株（議決権数10,344個）であり、当社普通株式の総議決権数23,575個に対する希薄化率は43.88%となり、当社普通株式に25%以上の希薄化が生じることになることから、本新株予約権付社債の発行は、大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ジー・コミュニ ケーション	愛知県名古屋市中区萩野 通1丁目8-1	10,802,000	45.82%	10,802,000	31.85%
株式会社神戸物産	兵庫県加古郡稲美町中一 色883番地	-	-	10,344,825	30.50%
パオ取引先持株会	山口県山陽小野田市大字 西高泊字烏帽子岩沖676 番地9の1	1,067,000	4.53%	1,067,000	3.15%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口4)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	300,000	1.27%	300,000	0.88%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1 丁目6番6号 日本生命 証券管理部内	260,000	1.10%	260,000	0.77%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目 6-1	226,000	0.96%	226,000	0.67%
岡田 甲子男	東京都大田区	200,000	0.85%	200,000	0.59%
アリアケジャパン株式会 社	東京都渋谷区恵比寿南3 丁目2-17	200,000	0.85%	200,000	0.59%
サントリーピア&スピ リッツ株式会社	東京都港区台場2丁目 3-3	200,000	0.85%	200,000	0.59%
パオ従業員持株会	山口県山陽小野田市大字 小野田バイパス	117,358	0.50%	117,358	0.34%
安田 幸正	山口県山陽小野田市	106,000	0.45%	106,000	0.31%
計	-	13,478,358	57.17%	23,823,183	70.23%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数300,000株は、すべて信託業務に係るものです。
3. 割当後の所有株式数は、本新株予約権付社債の転換価額で全て転換された場合の所有株式数です。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債の転換価額87.0円で全て転換された場合の議決権数33,919個に対する割合です。
5. 株式会社神戸物産以外の株主の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成24年9月30日より所有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
6. 第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債には本件行使制限が付されておりますが、それぞれ行使期間が到来している限りは各本新株予約権付社債間で行使の順位は付けられていないため、理論上は、第2回新株予約権付社債又は第3回新株予約権付社債に付された新株予約権について本件行使制限によって行使ができなくなる限度まで行使された後に、本件行使制限が付されていない第1回新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に、割当予定先が行使することができる新株予約権の合計の個数が最大となります。すなわち、平成24年9月30日時点の株式会社ジー・コミュニケーションの所有議決権数を前提とすると、割当予定先は第2回新株予約権付社債に付された新株予約権(合計30個)及び第3回新株予約権付社債に付された新株予約権(合計30個)については最大で合計29個までは行使でき、本件行使制限が付されていない第1回新株予約権付社債に付された新株予約権(合計30個)と合わせると、最大で合計59個の新株予約権を行使することができます。このように合計59個の新株予約権がその転換価額87.0円で全て行使された場合には、割当予定先の総議決権数に対する所有議決権数の割合は22.34%となり、株式会社ジー・コミュニケーションの総議決権数に対する所有議決権数の割合は35.58%となります。このように、各本新株予約権付社債間の行使の順序によっては、株式会社ジー・コミュニケーションの総議決権数に対する所有議決権数の割合は40%未満になり得ます。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の親会社である株式会社ジー・コミュニケーション及びその子会社のうちの数社は、現在、具体的な破綻懸念があるわけではないものの、借入先である金融債権者に対し、金融負債の弁済についてリスケジュールを依頼している状況にあります。また、平成24年8月31日、株式会社ジー・コミュニケーションの発行済株式の約51%を所有している親会社である株式会社フーディーズが、東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに加えて、株式会社ジー・コミュニケーションのその他の主要な株主のうち、発行済み株式の約21%を所有していたN I Sグループ株式会社及び約13.5%を所有していた株式会社C & I H o l d i n g s がいずれも民事再生手続を遂行しており、同じく約4.5%を所有していた株式会社コムネットバンクも清算手続を遂行している状態にあるため、株式会社ジー・コミュニケーションの株式の処分如何によって、同社の議決権その他の株主権が適切に行使されない状況となるおそれがありました。

このようなジー・コミュニケーショングループを取り巻く環境及び株主関係の不安定化は、当社においても低金利での長期借入による安定的な資金調達を行うことや中長期的な視野に立つ積極的な設備投資等を行うに際して一定の悪影響を及ぼす可能性は否定できません。かかる観点からは、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融債務及び株主関係の安定化並びにそのための新スポンサーの獲得は当社にとっても強い関心事となっております。

また、ジー・コミュニケーショングループの最大の債権者は株式会社整理回収機構であるところ、当社にとっても、ジー・コミュニケーショングループ全体の最大債権者である株式会社整理回収機構との債権債務関係を整理し、ジー・コミュニケーショングループ全体の経営が安定化することで、金融機関からの信用評価の向上及びこれによる長期与信の獲得による財務体質の安定化並びに金利低下による余剰資金の創出とそれを原資とした新規の設備投資が可能となり、ひいてはそれぞれの企業価値向上に有益であることから、株式会社ジー・コミュニケーション単体ではなく、ジー・コミュニケーショングループの一体再生を可能とするようなスポンサーの登場を希望しておりました。

そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成24年11月中旬頃から平成25年1月下旬頃まで、ジー・コミュニケーショングループのスポンサーを選定する入札手続を実施し、割当予定先を含む11社が応札いたしました。株式会社ジー・コミュニケーションは、各社からの提案内容、特に株式会社ジー・コミュニケーションの既存株主からの株式取得価格（その評価の適切性を含みます。）、提示されたスキームの適切性に加えて、当該スキームの実現可能性（資金調達の実現性を含みます。）を総合的に検討いたしました。その結果、割当予定先が提示した支援のパッケージの内容が、株式会社ジー・コミュニケーション株式の取得に関するスキームの適切性、実現可能性に加え、当該パッケージにおいては、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化を図ることを割当予定先が支援することを内容に含むものであり、金融債権者間の公平性を損なわない形でグループ全体の金融負債・金融環境を早期かつ抜本的に整理・改善できるものであったことや、同社とジー・コミュニケーショングループとの間において事業上のシナジーが相当程度見込めること等から、当該パッケージを提案した割当予定先がジー・コミュニケーショングループのスポンサーとして最もふさわしく、割当予定先の支援のもとで、ジー・コミュニケーショングループにおける事業の抜本的改革を実行し、また、ジー・コミュニケーショングループ全体で金融負債の早期の整理・正常化を図った上で、ジー・コミュニケーショングループの事業を推進して行くことが、ジー・コミュニケーショングループの企業価値向上のために必要であり、また最善の策であると考えに至りました。株式会社ジー・コミュニケーションは、割当予定先に独占交渉権を付与した上で交渉を行い、前記のパッケージの内容のうち、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の早期の整理・正常化という点に関しては、割当予定先から、株式会社ジー・コミュニケーションの上場子会社において必要がある場合には、上場子会社による新規資金調達の実施についても30億円を目途として検討する用意があるとの提案を受けました。その後の割当予定先との協議・交渉の結果、かかる上場子会社による新規資金調達として、当社及び株式会社ジー・コミュニケーションの他の上場子会社2社が割当予定先に対して額面額合計で30億円の新株予約権付社債を発行し、その手取金を原資として各上場子会社の金融負債（当社については約13億5,000万円）の弁済を行うことが、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債を金融債権者間の公平性を損なわない形で早期に整理・正常化するための方策として最も有用であり、スポンサーである割当予定先との関係強化の観点からも望ましいと判断するに至りました。そこで、株式会社ジー・コミュニケーションは、平成25年2月15日、割当予定先との間で、本スポンサー契約を締結いたしました。

当社といたしましても、前記のとおりジー・コミュニケーショングループ全体の金融環境及び株主関係が安定せず、当社として前記のような業績の改善のための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための積極的な設備投資が一定の悪影響を受ける可能性がある状況が続く中、今般の本スポンサー契約の締結及びその一環としての当社による割当予定先に対する新株予約権付社債の発行の提案を受け、当該提案を検討しましたが、本新株予約権付社債の発行は、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の公平・早期かつ抜本的な整理・正常化のためのスポンサーによる支援のパッケージの一環として必要不可欠なものであるとともに、当社単体で見ても、当社の有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等につながるものであり、これによって当社としても従前からの課題であった業績の改善の

ための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための設備投資(更新投資・新規投資)を積極的に推進していくことが可能となり、また事業上のシナジーが期待できる割当予定先に対して本新株予約権付社債を発行することで、当社自身の今後の業務展開の観点から非常に有用であるとの判断に至ったことから、本新株予約権付社債の発行を決議するに至ったものです。

なお、本新株予約権の転換価額は87.0円であり、当社普通株式の平成25年2月15日時点の発行済株式総数23,584,000株(議決権数23,575個)に対して、本第三者割当による本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は10,344,825株(議決権数10,344個)であり、発行済株式数に対して最大で43.86%(総議決権数に対する割合43.88%)の希薄化が生じる可能性があります。

しかしながら、当社取締役会は、本新株予約権付社債の発行により既存の有利子負債が償還期限7年の社債にシフトすることによって財務基盤の安定化が図られること、新株予約権が行使され株式に転換された場合には更なる財務基盤の安定化を図ることができること、及び株式会社ジー・コミュニケーションのスポンサーとなる割当予定先との間で資本関係を強化することにより、従前からの株式会社ジー・コミュニケーションのグループとの連携等の既存の経営基盤に加えて、割当予定先グループとの関係を強化することができ、当社の今後の業務の拡大の機会が増大することなどが、当社の成長及び経営の安定、ひいては当社の企業価値の向上により既存の株主の皆様への利益にもつながると考えております。

これらを総合的に勘案し、本第三者割当による本新株予約権付社債発行による潜在株式数の発生数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断いたしました。

(2) 第三者割当による新株予約権付社債の発行を選択した理由

前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、当社の従前からの課題であった業績の改善のための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための設備投資(更新投資・新規投資)を積極的に推進していくためには、ジー・コミュニケーショングループ全体に対する支援を通じた当社の金融負債・金融環境の改善、具体的には、有利子負債の圧縮や金利負担の軽減等及び株式会社ジー・コミュニケーションの株主関係の安定化が必要であると考えておりました。このような状況下で、提案を受けた支援のパッケージの内容に関して割当予定先と交渉を行う中で、当社は、資金調達の実現性、株式の希薄化がもたらす既存株主への影響、当社財務基盤の強化及び金利負担等の観点、並びに神戸物産が食品製造販売及び卸売業を営んでおり当社とのシナジー効果が期待できるという観点から、割当予定先に対する新株予約権付社債の発行以外の様々な資金調達的手段(借入れ、普通社債の発行、公募増資、第三者割当による普通株式の発行、株主割当の方式による普通株式の発行など)を含めて、資金調達方法について慎重に検討いたしました。その結果、当社は、以下の理由により、第三者割当の方式による本新株予約権付社債の発行が、既存株主の皆様への影響を軽減しつつ、当社のニーズを充足するための最良の方法であると判断いたしました。

ア. 今回の資金調達の主たる目的は、比較的短期の既存借入金を、長期安定的で金利負担の軽い新株予約権付社債に切り替えることで当社の財務基盤を安定させることにより、業績の改善のための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための設備投資(更新投資・新規投資)を積極的に推進することにあります。この点、前記「(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」に記載したとおり、当社の金融環境や株主の安定化についてジー・コミュニケーショングループ全体の状況と切り離して単独で改善することはもとより実際上困難なところであり、仮に当社単独で新規の資金調達を図ったとしても、前記のようなジー・コミュニケーショングループの状況等を背景に当社の経営環境も安定していないことから、現状において当社のニーズを充足するような長期安定的で金利負担の軽い資金調達を行うことは困難な状況にあります。これに対して、本新株予約権付社債は、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債の公平・早期かつ抜本的な整理・正常化のためのスポンサーによる支援のパッケージの一環として発行されるものであり、割当予定先がスポンサーとして当社を含むジー・コミュニケーショングループの企業価値向上に直接的に関与できる立場にあることも踏まえて償還期限が7年後に設定されていることから、長期安定的な資金調達を可能とするものです。また、本新株予約権付社債は、割当予定先に本新株予約権が付与されることになり、割当予定先には株価の動向等を踏まえて本新株予約権付社債を当社普通株式に転換する権利が与えられることとなるため、かかる本新株予約権のオプションプレミアムを考慮することにより、割当予定先から借入れ又は普通社債の方法によって資金調達を行う場合に比べても低い利率又は小さい償還差益で発行することが可能であり、金利負担の軽い資金調達方法といえます。

イ. 業績の改善のための各業態の着実な改善等の取り組みや、同業他社との差別化・競争力の確保のための設備投資(更新投資・新規投資)を積極的に推進するためには、当社の財務基盤の安定が不可欠です。この点、借入れや普通社債の発行といった負債性の資金調達については、金利負担の軽減や借入期間の長期化により一定程度当社の財務基盤の安定に資する場合があることも考えられますが、資本の拡充による財務の安定化は期待できません。これに対して、本新株予約権付社債による資金調達は、金利負担の軽減や借入期間の長期化に加えて、本新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加しますので、(後述の株式の希薄化が生じる可能性があるものの)資本の拡充にともなう財務の安定化も期待できます。

ウ. エクイティ性の資金調達手法として、割当予定先と当社のビジネスシナジーを最大限に活かし、かつ、当社の企業価値向上へのインセンティブを共有するという観点から、割当予定先との協議の過程で、普通株式の第三者割当という手法も検討されたものの、第三者割当の方式による普通株式の発行により資金調達を行う場合には、一度に新株を発行して資金調達が完了させることができる反面、株式の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債の発行に比べると、株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。これに対して、新株予約権付社債の発行の場合には、新株予約権の行使は行使可能期間中に分散して実行されることが期待できるため、第三者割当の方式による普通株式の発行などの新株発行による増資の場合とくらべて、株式の希薄化の程度が穏やかとなり、その分、既存株主への影響が一定程度軽減されることが期待できます。また、本新株予約権付社債については、行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではありませんので、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。さらに、前記「1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」に記載したとおり、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債については、本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないことを内容とする本件行使制限が付されていることから、株式の希薄化が一定程度軽減されることが期待できます。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本新株予約権付社債の手取金は、その全額が当社の既存の有利子負債の返済に充当されます。

この点、当該有利子負債を新規銀行借入れ等により返済する場合には、新株予約権のオプションプレミアムがない分、新規借入れの利率が相対的に高くなる等、資金調達コストが増加する可能性があります。これは当社の財務基盤の強化の観点からは望ましくない面があり、今後の当社の事業収益拡大の抑制要因となる可能性があります。また、既存の有利子負債を、当社の親会社のスポンサーである割当予定先に対する新株予約権付社債と置き換えることにより、割当予定先が当社に対する直接のステークホルダーとなることから、割当先グループとの業務提携等が促進されることが期待でき、当社が今後も成長を続け当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

したがって、当社は、本新株予約権付社債の手取金を既存の有利子負債の返済に充てることには合理性があると考えております。

(4) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権付社債に係る潜在株式数は10,344,825株となっており、これは平成25年2月15日現在の発行済株式総数23,584,000株(総議決権数23,575個)に対して、43.86%(議決権比率43.88%)となることから、25%以上の割合で希薄化が生じます。

しかしながら、前記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、ジー・コミュニケーショングループについて早急に新スポンサーを選定して同社の株主関係を整理・安定化させた上、新スポンサーの下でジー・コミュニケーショングループ全体の事業経営の状況を改善し、かつ、ジー・コミュニケーショングループ全体の金融負債についても新スポンサーの支援によって早期に整理・正常化を行うことが必要な状況の中、本新株予約権付社債により調達する資金を原資として当社の金融負債の弁済を行うことは、当社が今後、ジー・コミュニケーショングループの一員として事業収益拡大を目指していく上で、必要不可欠であると考えております。

また、前記のとおり、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債については、本新株予約権の行使によって、株式会社ジー・コミュニケーション又はその承継会社が所有している当社又はその承継会社の株式(第三者を通じて保有している当該株式を除く。)に係る議決権の数が当社又はその承継会社の総株主の議決権の40%未満となる場合には、本新株予約権の行使はできないことを内容とする本件行使制限が付されていることから、株式の希薄化が一定程度軽減されることが期待できます。

さらに、経営者から一定程度独立した者である当社の社外監査役佐藤加代子氏及び畑善高氏に対し、当社グループの事業計画、有利子負債の状況及び株価の推移等につき説明をいたしました。その結果、同氏らからは、かかる当社の事業計画、有利子負債の状況及び株価の推移等の説明等を踏まえたうえで、本新株予約権付社債の発行により資金調達を行う必要があること、並びに他の調達手段との比較においても本新株予約権付社債の発行方法及び発行条件は相当である旨の意見書を平成25年2月14日付で取得しております。なお、当社は、ジー・コミュニケーショングループの一員として、本新株予約権付社債の発行を含む割当予定先からのスポンサーとしての支援を受けた上、既存の有利子負債の弁済を行うことが早急に必要なこと等から、当社は、本新株予約権付社債の発行の公正性を担保できる複数の方法の中から、手続に要する期間その他の事情を総合考量し、経営者から一定程度独立した第三者の意見の取得の方法によることといたしました。また、当社は、本新株予約権付社債の発行の意思決定過程の公正性を担保すべくアルパース証券株式会社より、平成25年2月15日において、本新株予約権付社債の評価報告書を受領しております。

以上のような検討を踏まえ、当社取締役会は、平成25年2月15日開催の取締役会において本件につき検討を行い、割当予定先によるジー・コミュニケーショングループ支援の一環として行われる今回の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であり、本第三者割当の必要性及び相当性が認められると判断し、本第三者割当を行う旨の決議を行いました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第46期）及び四半期報告書（第47期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下に記載した「事業等のリスク」の変更を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年2月15日）現在において変更の必要はないと判断しております。

追加及び変更箇所は、下線で示しております。

3. 有利子負債依存度について

当社は、収益構造の見直しや出店による売上高確保などキャッシュフロー創造により有利子負債は減少しつつも、過年度において店舗展開のための投資を行っており、当該資金を金融機関からの借入により調達していたため、総資産に占める有利子負債の比率が28.0%（平成24年12月31日現在）とまだ高い水準にあります。

有利子負債の水準が高いことにより、金利が上昇した場合には、当社の業績は影響を受ける可能性があります。

当社は、平成25年2月15日開催の当社取締役会において、株式会社神戸物産に対して第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債（額面額合計で9億円）を発行することを決議しております。当該新株予約権付社債の手取金は、当社の有利子負債の一部の返済に充てられる予定です。

7. 株式価値の希薄化について

当社による第1回、第2回及び第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数10,344,825株（議決権の数10,344個）は、当該新株予約権付社債の発行前（平成25年2月15日現在）の発行済株式総数23,584,000株（議決権の数23,575個）の43.88%（議決権ベース）となり、当該社債に付された新株予約権の行使により1株当たりの株式価値の希薄化が生じる可能性があります。

2. 臨時報告書の提出について

（平成24年6月29日提出の臨時報告書）

当社は平成24年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成24年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として阿久津貴史、原田一彦、川上一郎、稲角好宣の4氏を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として松金義晴、佐藤加代子の2氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役4名選任の件					
阿久津 貴史	14,683	129	1	(注1)	99.12
原田 一彦	14,689	123	1		99.16
川上 一郎	14,355	457	1		96.91
稲角 好宣	14,354	458	1		96.90
第2号議案 監査役2名選任の件					
松金 義晴	14,690	122	1	(注1)	99.17
佐藤 加代子	14,354	458	1		96.90

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

(平成25年2月7日提出の臨時報告書)

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該事象の発生年月日

平成24年9月14日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

譲渡の理由

財務体質の強化・改善を図るため

譲渡資産の内容

資産の内容 土地 1,399.95㎡

所在地 山口県下関市阿弥陀寺13番15、16、20

譲渡価額 215百万円

譲渡する相手先の概要

名称 第一交通産業株式会社

所在地 北九州市小倉北区馬借2丁目6番8号

事業内容 タクシー事業、バス事業、不動産分譲事業等

設立年月日 昭和39年9月

当社と譲渡先との関係 資本関係、人的関係、取引関係はありません。

譲渡の日程

平成24年9月14日 取締役会決議日
平成24年9月28日 売買契約締結
平成24年12月10日 物件引渡し

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴う売却益（83百万円）を平成25年3月期第3四半期において、特別利益として計上いたします。

（平成25年2月15日提出の臨時報告書）

当社において、親会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の各規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

1. 親会社の異動（親会社でなくなるもの）

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社フーディーズ
住所：東京都豊島区南池袋一丁目12番7号
代表者の氏名：破産管財人 弁護士 橘田 洋一
資本金：137,625,000円
事業の内容：飲食店支援（平成24年8月31日破産手続開始決定）

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

議決権の数

異動前 10,802個（間接保有）
異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 45.82%（間接保有）
異動後 - %

総株主の議決権に対する割合（小数第三位四捨五入）は、当社が平成25年2月14日に提出した第47期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（23,584,000株）のうちの単元株式数（23,579,000株）から、平成25年2月14日付で公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式（4,726株）のうちの単元株式数（4,000株）を除いた株式数（23,575,000株）に係る議決権の数（23,575個）を分母として計算しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月

異動の理由

当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の株式会社ジー・コミュニケーション（以下「ジー・コミュニケーション」といいます。）は、本日付で株式会社クックイノベンチャー（以下「クックイノベンチャー」といいます。）に対し、第三者割当増資による株式の発行を行いました。上記第三者割当増資により、これまで議決権割合にして50.99%に相当するジー・コミュニケーションの株式を所有し、当社の親会社（当社株式の間接保有）であった株式会社フーディーズは、同社の所有するジー・コミュニケーション株式に係る議決権割合が16.22%となりましたため、本日付で、当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当しないこととなりました。

なお、ジー・コミュニケーションの議決権の所有割合は、100分の50以下でありましたが、当社の総役員数8名のうち、過半数の5名が同社の役員又は子会社の元役員であること等により、同社が当社の意思決定機関を実質的に支配していると認められたため、親会社としておりました。

異動の年月日
平成25年2月15日

2. 親会社の異動（新たに親会社となる会社）

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：株式会社クックイノベンチャー

住所：兵庫県加古郡稲美町中一色876番地1

代表者の氏名：代表取締役 杉本 英雄

資本金：5,500,000円

事業の内容：会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合
議決権の数

異動前 - 個

異動後 10,802個（間接保有）

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 45.82%（間接保有）

総株主の議決権に対する割合（小数第三位四捨五入）は、当社が平成25年2月14日に提出した第47期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の発行済株式総数（23,584,000株）のうちの単元株式数（23,579,000株）から、平成25年2月14日付で公表した平成25年3月期第3四半期決算短信に記載された平成24年12月31日現在の自己株式（4,726株）のうちの単元株式数（4,000株）を除いた株式数（23,575,000株）に係る議決権の数（23,575個）を分母として計算しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月

異動の理由

前記1.記載のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主のジー・コミュニケーションは、本日付でクックイノベンチャーに対し、第三者割当増資による株式の発行を行った結果、クックイノベンチャーは、議決権割合にして68.2%に相当するジー・コミュニケーションの株式を所有することとなりました。このため、クックイノベンチャーは、新たに当社の親会社（当社株式の間接保有）に該当することとなります。

なお、ジー・コミュニケーションの議決権の所有割合は、100分の50以下ではありますが、当社の総役員数8名のうち、過半数の5名が同社の役員又は子会社の元役員であること等により、同社が当社の意思決定機関を実質的に支配していると認められるため、親会社としております。

異動の年月日
平成25年2月15日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月27日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第47期 第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

株式会社ジー・ネットワークス
取締役会 御中

なぎさ監査法人

代表社員 公認会計士 西井 博生 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大平 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・ネットワークスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第47期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジー・ネットワークスの平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月27日

株式会社ジー・ネットワークス
取締役会 御中

なぎさ 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山根 武夫 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西井 博生 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジー・ネットワークスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジー・ネットワークスの平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジー・ネットワークスの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジー・ネットワークスが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。